

首都圏における県関係飲食店等と連携した情報発信業務委託 企画提案競技（企画コンペ）実施要領

1 目的

首都圏における新潟県の情報発信力強化及び新潟ファンの拡大を目的に、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下、「機構」という。）が行う、本県関係飲食店等と連携した情報発信業務及び新潟清酒等を活用した PR 事業（以下、「本業務」という。）を委託する。

機構では、本業務について広く提案を募集し、企画提案競技（以下「企画コンペ」という。）により委託事業者を決定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

首都圏における県関係飲食店等と連携した情報発信業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日まで

3 見積限度額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可能とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加資格についても同様に取り扱うこととする。

- (1) 機構と密接な連携のもと、その都度十分に協議を行いながら業務運営できる体制を整えていること。
- (2) 新潟県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の

開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 参加にあたっての留意事項

本企画コンペは、本業務をより効果的に実施するため、その企画内容について具体的な提案を募るものである。

別添「基本仕様書」に基づき、応募者が有するノウハウや創意工夫等を活かした提案を公募するものである。なお、より効果的な事業実施が見込める場合は「基本仕様書」の提案にとらわれない提案も可能とする。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ①「首都圏における県関係飲食店等と連携した情報発信業務委託企画コンペティション参加申込書」（様式1-1）
- ②「法人・団体の役員等の名簿」（様式1-2）
- ③「共同応募構成員表」（様式1-3） ※共同提案の場合のみ

(2) 提出期限

平成30年7月4日（水）17時30分（必着）

(3) 提出先

問合せ先に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

7 質問の受付及び回答

要領、仕様書等について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

(1) 質問方法

「首都圏における県関係飲食店等と連携した情報発信業務委託に関する質問票」（様式2）を郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

※電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 提出期限

平成30年6月26日（火）17時30分まで

(3) 回答方法

平成30年6月29日（金）までに、機構ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8 提案書の作成要領

応募に当たっては、次に掲げる書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提出すべき書類は、【別表1】に定めるとおりとする。
- ② 企画書の用紙は、A4版横向き（上下開き）とし、左横書きで記載すること。
- ③ 参加者は、1法人（団体）につき1つの提案しか行うことができない。

(2) 提出期限

平成30年7月11日（水）17時30分（必着）

(3) 提出先

問合せ先に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着）

9 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

審査委員会において、下記項目を基本に企画提案書の内容を審査し、受託候補者を選定する。

- 業務の実施体制（本業務の実施体制が適切か）
- スケジュール（効率的かつ適切なスケジュールであるか）
- 提案内容（仕様書等の内容を理解した提案となっているか）

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案内容について、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施日は、平成30年7月中旬～下旬を予定するが、時間・会場等の詳細については、提案者に別途通知する。

(3) 審査結果

審査結果については、企画コンペ参加者に対して文書で通知する。

10 スケジュール（予定）

日 程	内 容
平成30年6月18日（月）	公募開始（NICOホームページに実施要領等を掲載）
6月26日（火）	質問受付締切（17時30分必着）
6月29日（金）	質問に対する回答（機構ホームページに掲載）
7月4日（水）	参加申込期限（17時30分必着）
7月11日（水）	企画提案書等提出期限（17時30分必着）
7月中旬～下旬	審査委員会（プレゼンテーション）、委託事業者決定

11 委託契約の締結

機構は、審査委員会で選定した受託候補者と、提案内容に沿って契約内容について必要な協議を行う。

機構と受託候補者との協議が合意に至った場合は、本業務に関する契約の締結手続きに入る。ただし、合意に至らなかった場合は、次に順位の高い参加者を候補者とし、必要な協議を行う。

12 問合せ先

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9 階

公益財団法人にいがた産業創造機構 企画チーム 担当：武藤

TEL：025-246-0038 FAX：025-246-0030

E-mail：info@nico.or.jp

13 その他の留意事項

- (1) 本業務に関連する書類・領収書等は、業務終了後 5 年間保存すること。
- (2) 本業務の適正を期するために機構が実施する検査及び報告徴収並びに県又は国が実施する実地検査等に関して、その指示に従うこと。また、委託期間終了後も同様とする。
- (3) 提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画コンペ参加者の負担とする。
- (4) 参加申込後に辞退する場合は、「首都圏における県関係飲食店等と連携した情報発信業務委託企画コンペティション参加申込辞退書」（様式 3）を提出すること。
- (5) 提出後の書類等について、資料の追加や修正は不可とし、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (6) 提出のあった書類等は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、企画コンペの参加者に通知することなく複製を作成することがある。
- (7) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、受託者とならない場合がある。
 - ① 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載しない、又は虚偽の記載をした者
 - ③ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合

【別表 1】

本業務への応募に係る提出書類等

提出書類		様式
提案書類	1 表紙	様式 4
	2 企画提案書	任意
	3 業務の実施体制図	様式 4 - 2
	4 業務実施スケジュール	任意
	5 本業務の見積書 ※内訳がわかるように記載すること。	任意
添付書類	6 誓約書	様式 5
	7 事業者概要書	様式 6
	8 類似業務実績一覧表	様式 7